

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則及び大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年11月22日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第1号

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則及び大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則
(大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則(平成23年大阪広域水道企業団規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公開の実施等) 第8条 (略) (1) 当該文書等を乾式複写機により <u>日本産業規格</u> A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に単色刷りで複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書等を乾式複写機により企業長が別に定める大きさの規格の用紙に単色刷りで複写したもの (2) (略) (3) 当該文書等をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。)により読み取ってできた電磁的記録(条例第2条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を光ディスク(<u>日本産業規格</u> X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量700メガバイトのもの又は <u>日本産業規格</u> X 6235及びX 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量4.7ギガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したもの 2～11 (略)	(公開の実施等) 第8条 (略) (1) 当該文書等を乾式複写機により <u>日本工業規格</u> A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に単色刷りで複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書等を乾式複写機により企業長が別に定める大きさの規格の用紙に単色刷りで複写したもの (2) (略) (3) 当該文書等をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。)により読み取ってできた電磁的記録(条例第2条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を光ディスク(<u>日本工業規格</u> X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量700メガバイトのもの又は <u>日本工業規格</u> X 6235及びX 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量4.7ギガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したもの 2～11 (略)

(大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則(平成23年大阪

広域水道企業団規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(開示の実施等) 第12条 (略) (1) 当該個人情報に係る部分を乾式複写機により <u>日本産業規格</u> A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に単色刷りで複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該個人情報に係る部分を乾式複写機により企業長が別に定める大きさの規格の用紙に単色刷りで複写したもの (2) (略) (3) 当該個人情報に係る部分をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。)により読み取ってできた電磁的記録(条例第2条第1号アに規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を光ディスク(<u>日本産業規格</u> X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量700メガバイトのもの又は <u>日本産業規格</u> X6235及びX6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量4.7ギガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したもの 2～11 (略)	(開示の実施等) 第12条 (略) (1) 当該個人情報に係る部分を乾式複写機により <u>日本工業規格</u> A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に単色刷りで複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該個人情報に係る部分を乾式複写機により企業長が別に定める大きさの規格の用紙に単色刷りで複写したもの (2) (略) (3) 当該個人情報に係る部分をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。)により読み取ってできた電磁的記録(条例第2条第1号アに規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を光ディスク(<u>日本工業規格</u> X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量700メガバイトのもの又は <u>日本工業規格</u> X6235及びX6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量4.7ギガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したもの 2～11 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。